見積書提出期限	令和８年11月25日　午後　３時	０８１０８３	様式２（表）

収入印紙
契約の相手方となった者は貼付を要する

事　業　請　負　見　積　書

令和　　年　　月　　日

大阪市　契約担当者
大阪市東住吉区長　　様

住所又は事業所所在地
商　号　又　は　名　称　　印
氏名又は代表者氏名

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。
なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

	百万	千	円
見積金額			
契約金額			

☐ 課税事業者
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額　　円
☐ 免税事業者

契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。
なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

記

事業名称	東住吉区役所　旗ポールロープ修繕業務委託		
履行期限	令和９年１月31日	履行場所	本市指定場所
履行方法	別紙仕様書のとおり	その他	

明細書	名称	形状・寸法・摘要	数量
	別紙のとおり		

（見積条項）　裏面のとおり

本書のとおり契約を締結する。

1　契約方法
随意契約
地方自治法施行令
第167条の２第１項第　号

2　契約保証金
☐ 契約金額の５/100以上
（金　　円）
☐ 履行保証保険
☐ 免除

用途	
摘要	

決裁	局長	部長	課長	課長代理	係長	係員

支出科目	年度	会計
	款	
	項	
	目	
	節	
	細節	

起案　令和　・　・
決裁　令和　・　・
第　　号

見積条項

１　見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
２　価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
３　大阪市契約規則第 28 条第１項各号の１に該当する見積は無効とする。
４　合計金額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
５　個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）
１　大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については 14 日、その他の給付については 10 日以内に検査を行う。
（契約代金の支払い時期）
２　発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については 40 日、その他の給付については 30 日以内に契約代金を支払う。
（受注者の履行遅延の場合における損害金）
３　受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 56 条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。
（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）
４　発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。
（契約保証金の帰属等）
５　受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。
⑴大阪市契約規則第 38 条の規定による。
⑵大阪市契約規則第 61 条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。
（契約に関する紛争の解決方法）
６　本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。
　なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

１　暴力団等の排除について
⑴　発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第８条第１項第６号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
⑵　発注者は、条例第８条第１項第７号に基づき、条例第７条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
⑶　受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
⑷　受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
　また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
⑸　第１号及び第２号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
⑹　受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第９条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
　また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
⑺　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
⑻　受注者は第６号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
⑼　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
２　誓約書の提出について
　受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。
　ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

仕 様 書

1　名　称

東住吉区役所　旗ポールロープ修繕業務委託

2　業務内容

東住吉区役所庁舎内に設置されている国旗・市旗等を掲揚するための旗ポール（２本）のロープを交換し、機能を回復させる。

対象設備：サンポール　FP-8U　２本

既 存 品：８㎜ロープ（金剛打ち）16m

3　履行期限　　令和９年１月31日

※作業日程については、土・日・祝日の閉庁日とし、当区担当者と協議の上、決定すること。

4　履行場所　　大阪市東住吉区東田辺１丁目１３番４号

東住吉区役所

※詳細は別紙　現況図、現況写真を参照すること。

5　特記事項

(ア)使用材料

本修繕にかかる使用材料はすべて新品とし、受注者において調達すること。

(イ)関係法令の順守

受注者は、本修繕を実施するにあたり、労働基準法、労働安全衛生法、消防法等その他関係法令を順守すること。

(ウ)事故防止

受注者は、本修繕にかかる一切の事故を未然に防止するため、有効かつ適切な事故防止対策を講じること。

(エ)現場管理

①材料の搬入、設置、調整、撤去、廃棄等については、契約締結後に当区担当者と事前に協議の上、修繕日時等の調整を行い、当区の業務に支障をきたさないよう行うこと。

②材料の搬入、設置方法は事前に当区担当者と協議を行い、必要に応じて養生し、施設その他の機器に破損が生じた場合は受注者の責任において原状回復すること。

③受注者は、当区担当者と十分に打ち合わせを行うこと。

④受注者は、修繕に従事する作業員等を指揮監督し、事故防止及び整理整頓に努めること。

(オ)損害賠償

①修繕の不完全、作業の不注意、保安施設の不備等によって生じた損害は、受注者の負担と責任において損害賠償を行うこと。

②修繕作業によって第三者に危害を及ぼし又は損害を与えたときは、原則として受注者が処理解決にあたること。

(カ)あと片付け等

作業準備、あと片付け、清掃などは、すべて受注者の負担とする。

(キ)撤去品（産業廃棄物）

本修繕により発生した撤去品は受注者により処分すること。また、廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、適法適正に廃材処理を行うこと。

(ク)修繕完了通知書

次の項目を明記の上、当区担当者に提出すること。

①修繕名称

②修繕場所

③修繕完了期限

④修繕写真（修繕前・修繕後）

⑤完了図面（納品図等）

(ケ)その他

①修繕作業等にかかる電気、水道等は本市の支給とする。

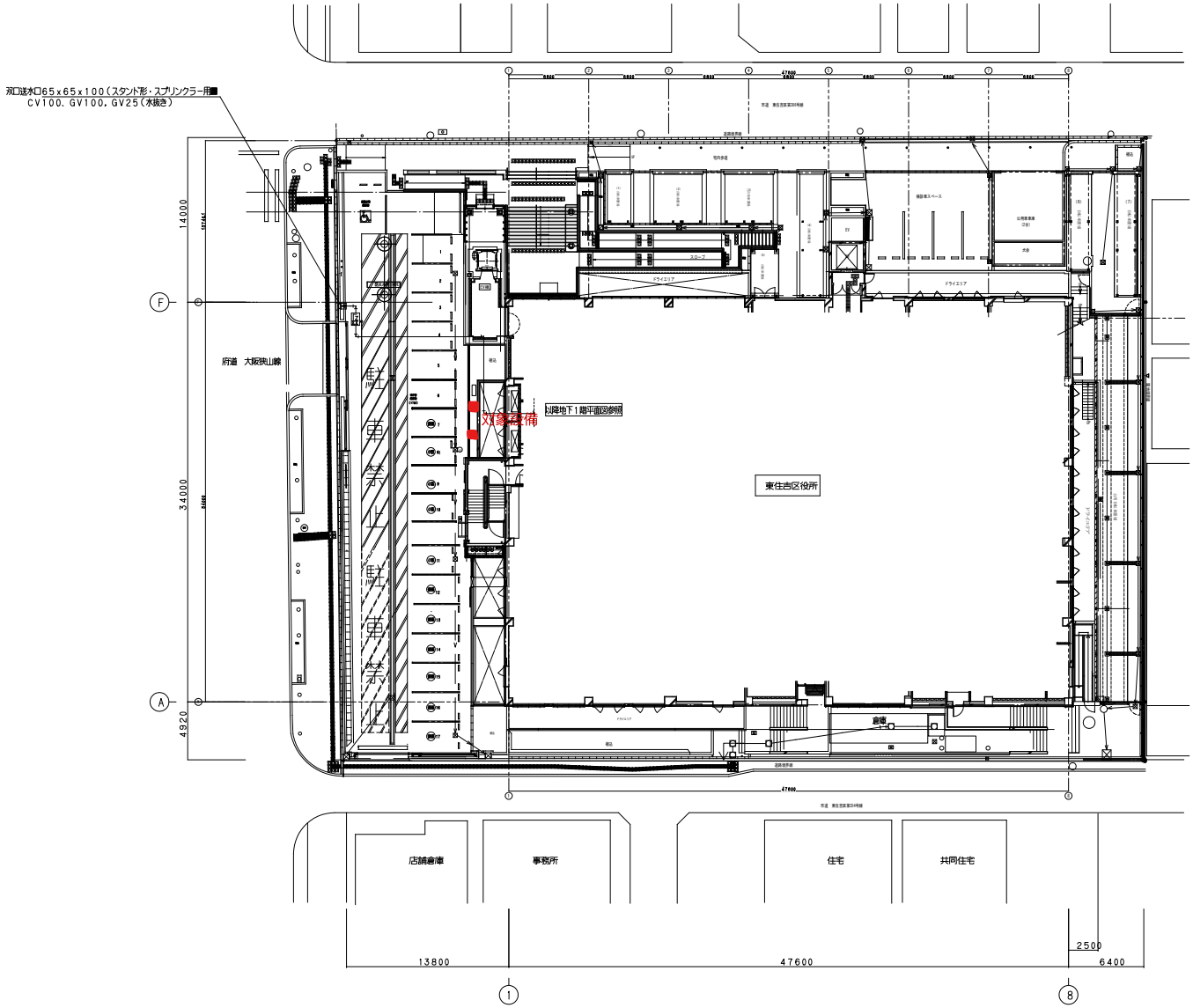
②修繕作業にかかる施設の設備の利用は、事前に当区担当者と協議すること。

③本修繕に伴い必要となる届出の作成、提出、検査対応は本契約に含むこととする。

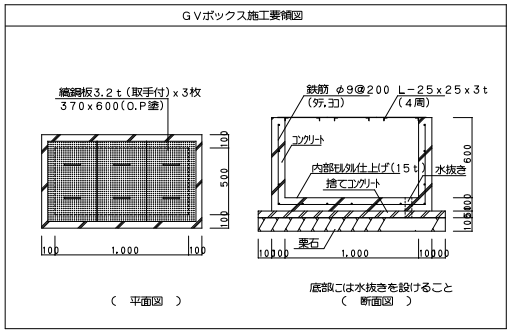
④本仕様書の内容に疑義がある場合は、契約までに当区担当者へ問い合わせること。本契約後における仕様書の疑義は本市の解釈によるものとする。

⑤契約金額は、本業務にかかるすべての経費を含めること。

6　担 当 者　東住吉区役所総務課
担当：志賀・木村
大阪市東住吉区東田辺１丁目 13 番４号
電話番号：０６－４３９９－９６２６



改修 配置図(スプリンクラー設備) 1:200



工事名称	東住吉区役所・区民ホール耐震改修その他機械設備工事		平成26年度
図面名称	改修 配置図(スプリンクラー設備)		図面ｻｲｽﾞ：A1
縮尺	1:200	図面番号	No. 056(60 枚の内)
大阪市都市整備局 公共建築部企画設計課(設備グループ)		施工者	柳生設備 株式会社

現況写真





公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、当該業務について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（東住吉区役所総務課）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（東住吉区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
  ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

【再委託の特記仕様書】

1　業務委託契約書第 16 条第１項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（１）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

（２）東住吉区役所　旗ポールロープ修繕業務委託

2　受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3　受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。

4　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の３分の１以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5　受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第３項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第２項及び第 16 条の２第２項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。